

自滅に向かう原発大国日本 ①

原発・核兵器政策による国民殺戮行為を

いかに阻止すべきか

田中 利幸

生類の破滅に向かう世にありて、生き抜くことと終の抵抗（鶴見和子）

一 原子力平和利用に

利用された広島

1953年12月8日、アメリカ合衆国大統領アイゼンハワーは国連総会で「Atoms for Peace（原子力平和利用）」の推進計画に関する演説を行った。（演説内容を注意深く検討してみれば、この演説内容は、"Atoms for Cold War（冷戦のための核利用）"であることが明らかである）この新しい方針に沿って、アメリカが、「自由主義諸国＝アメリカ支配に従属する諸国」に米国資本による原子力発電設備の設置を推進しようという計画に手をつけ始めた翌54年3月2日、南太平洋マーシャル諸島の

ビギニ環礁で、米国が行った水爆実験により焼津のマグロ漁船第五福竜丸が大量の放射能を浴びて被災。これがきっかけとなって、核実験反対運動がまたたく間に日本全国に広がった。核実験即時停止要求に日本全国で3200万人（広島で100万人）が署名。55年8月6日には、広島で、初の原水爆禁止世界大会が開催されるまで反核意識が高まった。

急激に高まった日本の反核意識が、開始したばかりの米国の原子力推進計画を挫折させてしまふのではないかと恐れたアメリカは、さまざまな原子力推進宣伝作戦を日本で展開する。その宣伝作戦に最も緊密に協力したのが、読売新聞と新しく設置されたばかりの日本テレビの両方の社主を務める正力松太郎であった。

アメリカはこのプロパガンダ活動に原爆の被害者である被爆者を利用することを考案。つ

まり、日本に拡散した核アレルギーを緩和する有効な方法の一つとして、核兵器の被害者である被爆者に「原子力平和利用賛成」という意見を表明させることを考えた。そのような目的での作戦第一弾が、広島に日本の原発第一号機をアメリカからの贈与として建設するという計画の提案を行い、その提案に被爆者からの強い支援を引き出すというもくろみ。54年9月にはアメリカ原子力委員会のトーマス・マレーがこの提案を公表。55年1月には、米連邦議会下院議員ドニー・イーツが同提案を下院本会議に提出すると同時に、アイゼンハワー大統領にもこの提案を支持するよう要請。結果は、アメリカのもくろみ通り、広島市長をはじめ多くの有力な被爆者（地元政治家や大学教授など）や地元メディアが賛成を強く表明。目的を達したアメリカ側は、広島における原発設置提案を、55年秋には葬り去った。

アメリカは55年11月初めから、東京を皮切りに大々的な「原子力平和利用博覧会」を日本全国に巡回させ、広島もその巡回都市の一つに選んだ。広島では、広島県、市、広島大学、中国新聞などの支援の下、アメリカ文化センターと緊密に協力して、56年5月27日から6月17日までこの「博覧会」が開かれ、前年8月に完成したばかりの広島平和記念資料館（いわゆる「原爆資料館」）を原子力平和利用展示物で埋め尽くした。広島博覧会には11万人近い見学者が訪れ、その中には多くの被爆者や県内の各学

校が残らず連れてきた生徒が含まれていた。広島では、とりわけ癌や白血病、その他の病氣治療のためのアイソトープ利用を強調する展示に力を入れた。しかもアメリカ側は、展示物の中で最も人気のあったマジックハンドや原子力商船、原子力飛行機の模型などを、博覧会巡回終了後に資料館に寄贈。資料館はこれらを展示する特別室を作って常設展示としたが、この展示は67年5月まで続いた。博覧会で上映された原子力平和利用に関する宣伝映画（ディズニーのアニメ映画を含む）も、博覧会終了後には広島県内の学校に貸し出されて、引き続き利用された。アメリカから寄贈されたこれらの展示物や映画は、58年4月1日から50日間開催された、原爆による壊滅からの広島市復興を祝う「広島復興大博覧会」でも活用された。かくして、常時こうした展示物や映画を市民に繰り返し見せることで、核兵器と原子力は「別物」であり、使い方によって「核＝原子力」は極めて有益という感覚を市民の間に浸透させていった。

隠されたもう一つの目的

こうしたアメリカによる日本での原子力平和利用のプロパガンダ活動には、単なる原発建設推進という目的の他に、もう一つの目的が隠されていた。それは、日本人の核アレルギーを緩和し弱めることで、最終的にはアメリカによる核兵器の日本本土への公表持込みを可能にし、核兵器常備体制を作り上げようというものであった。

50年6月25日に朝鮮戦争が勃発。同年7月からは核兵器の「核コンボネント（＝核爆弾の心棒）」以外の構成部品をグラムに配備し、空母コーラルシーにも搭載。51年6月下旬からは、中国軍による朝鮮大攻勢を受けて、「核コンボネント」もグラムに配備し、必要であればいつでも核兵器が使用できる体制をしていた。一方、冷戦緊張状態が高まるヨーロッパでもアメリカは、54年5月から57年4月にかけて、仏領モロッコ、イギリス、西ドイツ、イタリアに完成核兵器を次々に配備。東アジア地域では、54年12月に、沖縄に完成核兵器を配備し、同時に核兵器を搭載した空母ミッドウエーを台湾水域に展開。同年12月には、核コンボネント以外の構成部品を在日米軍基地へ移送（65年6月まで貯蔵していたが、米国防政府はその存在を否定）。55年3月3日、国防長官から米軍統合参謀本部に宛てられた「秘密文書」で、「戦争という緊急事態（ソ連の日本攻撃のような場合を想定？）」が起きた場合には、「日本近辺の米軍基地（おそらくは沖縄を意味している）から、即座に、核（コンボネント）を日本本土に持ちこんでよい」という許可が与えられた。

日本での原子力平和利用推進キャンペーンは、実は、こうした核兵器配備活動と密接に関連した形で行われたのであり、原子力平和利用を日本市民に受け入れさせることで、最終的には核兵器持込みとその常備をも受け入れさせようという意図があったことが、アメリカの国務省と国防省の高官の間での秘密メモのやりとりから判明する。

このように、「原子力平和利用」推進に当たっては、推進するアメリカ側は常に核兵器（この時期、アメリカは核兵器政策のことを「軍事原子力政策」と称していた）と原子力利用を分離できない一体のものとして考えるに基づいて行っていたのであり、一方、「原子力平和利用」を受け入れる側の日本市民のほうが、きわめてナイーブに、原子力は核兵器とは「別物」として考えていたのである。

二 核製造能力開発の歴史的経過

ヒギニ環礁での水爆実験により焼津のマグロ漁船第五福竜丸が被災したその翌日、すなわち1954年3月2日、原子炉建造のため、2億3500万円の科学技術振興追加予算が、突然、自由党、分派自由党ならびに改進黨の保守3党の共同提案として衆議院に出された。この提案は、ほとんどなんの議論も行われず可決された。このとき、衆議院本会議で小山倉之助（改進黨）が行った提案主旨には、次のような説明が含まれている。

「この新兵器「核兵器」の使用にあたっては、りっぱな訓練を積まなくてはならぬと信ずるのでありますが、政府の態度はこの点においてもはなはだ明白を欠いておるのは、まことに遺憾とするところであります。……新兵器や、

現在製造の過程にある原子兵器をも理解し、またはこれを使用する能力を持つことが、先決問題であると思うのであります。」(強調ならびにカッコ内追加は田中)

53年末にアメリカが打ち出した「Atoms for Peace」、すなわち「原子力平和利用」の方針に沿って、核兵器開発は一切行わず、電力エネルギー開発のための原子力利用を政策として掲げた日本。その日本最初の原子力関連予算の提案趣旨説明で、核兵器製造能力開発と保有の重要性が明確にうたわれ、しかもほとんど何の審議も行わずに成立していることは、実に驚くべきことである。

この原子力予算成立を受けて、同年4月23日には、日本学術会議総会において激烈な論議の結果、平和目的の原子力研究においては、「情報の公開、民主的かつ自主的な運営」を行うという三原則の実行を政府に要求することを、科学者たちは決定した。この三原則の採用を政府も最終的には受け入れ、我が国の原子力開発の基本方針として、55年12月16日に成立した原子力基本法の中に取り入れられた。ところが、その後の日本の実際の原子力開発は、周知のごとく、「情報秘匿、非民主的で米国従属」という全く逆の三原則の下で推進されてきた。

55年12月26日、日米原子力協定が調印された。翌56年3月1日には日本原子力産業会が発足し、同年6月には特殊法人・日本原子力研究所が茨城県東海村に設置され、8月から試験炉

の建設が始められた。日本原子力産業会には電力、ガス、石油、鉄鋼、金属、化学、建設、貿易など様々な分野の企業600社余りが参加した。しかし、中心となった企業は、戦後の連合軍占領期に解体されたはずの旧三井財閥系37社、旧三菱財閥系32社、旧住友系財閥14社の3グループであった。57年11月1日には、9電力会社ならびに電源開発株式会社共同出資により、日本原子力発電株式会社設立され、かくして原子力発電商業化へ向けての基礎が作られたのである。その後、上記の旧財閥系企業と電力会社が密接に協力しあい、日本の原発建設をこれまで長年にわたり推進してきた。

岸・佐藤兄弟が進めた核兵器研究

57年5月14日、岸信介首相(外相兼任)は、外務省記者クラブにおいて、潜水艦航行や兵器発射のための動力源としての原子力利用、さらには自衛目的のための核兵器保有は、憲法に抵触しないという意見を明らかにした。その後、このいわゆる「核兵器白書論」は歴代首相によって継承され、ほぼ日本政府の統一見解となってしまう。岸信介は、さらに、58年1月16日に東海村原子力研究所を訪問した際の印象として、「平和利用にせよその技術が進歩するにつれて、兵器としての可能性は自動的に高まっていく」のであり、「日本は核兵器は持たないが、潜在的可能性を高めることによって、軍縮や核実験問題などについて、国際の場における発言

力を強めることが出来る」と日記に記している。その後の日本の原子力エネルギー開発は、まさに岸が望んだような道程を歩み、「核兵器製造能力」を開発、維持しながら、現在に至っているのである。(注1参照)

日本が自国の核兵器生産の可能性について本格的な研究を始めたのは、岸信介の実弟、佐藤栄作が首相の座に就いていた60年代後半から70年代初期にかけての時期であった。この時期、佐藤首相の指示で、日本の核兵器生産ならびに核兵器運搬手段(「ロケット技術」)に関する技術的評価や政治的評価に関する複数の研究・検討が、内閣、外務省、防衛庁、海上自衛隊幹部などによって、半ば公式に、半ば私的形式で精力的に行われた。かくして、佐藤政権は、核保有問題を、岸政権以来の法律論・抽象的議論から、実際の製造可能プロセスの研究というレベルへと押し進めた。ちなみに、アメリカ政府はCIAの調査報告で、日本がこうした研究を進めている情報ははっきりと把握していた。

この核兵器製造潜在能力に関する本格的な研究は、アメリカとの沖縄返還交渉が進められる中で、同時並行的に行われた。沖縄返還にあたっては、当時の国民の圧倒的な反核意識の故に「核抜き本土並み」を基本方針とせざるをえず、したがって、沖縄返還問題との関連で、佐藤政権は、非核三原則(核兵器は作らない、持たない、持ち込まない)、日米安保条約の下での米国核抑止力依存、核軍縮政策の推進、核工

エネルギー平和利用、という「核政策4本柱」を公的政策として表明した。

「非核三原則」は単に日本国民感情に配慮して導入されただけでなく、核兵器製造潜在能力は十分持っているながらも、当分は核武装を行わないことをアメリカ政府に対して保証してみせ、それと引き換えに沖繩の「核抜き返還」を承諾させるための「外交カード」としての役割も担われていたのである。さらに、佐藤政権の核武装化断念には、それとの引き換えに、日本に対する米国の核の傘＝拡大核抑止力を保証させるという意図も含まれていた。ところが、

アメリカ側は、日本の核武装化は絶対に許さず、沖繩返還の条件として、あくまでも「有事核持込み」を要求したため、「非核三原則」という公約上、佐藤政権側はこのアメリカの要求を「裏取引」というかたちで飲み込んだのであった。そのため「非核三原則」は最初から実体のない虚偽の公約となり、その結果、「核軍縮政策の推進」というもう一つの「核政策の柱」が、これまた形骸化してしまっただけのも当然であった。

（注2参照）

日本の核兵器製造能力開発研究は、単なる「机上の計画」ではなかった。日本政府は、67年3月、最終的に核兵器用の高純度プルトニウム製造を目的とするプロジェクトとして動力炉・核燃料開発事業団（動燃）を科学技術庁傘下に設置した。このプロジェクトは、原発における使用済み核燃料からプルトニウムを取り出

し再び燃料として利用することで、無限のエネルギー源が得られるという「夢のプロジェクト」として国民には説明された。一方で、このように再処理工場と高速増殖炉の技術開発を目指しながら、同時に、通信衛星や監視衛星を打ち上げ、さらには核兵器運搬手段ともなるロケットの技術開発を国家戦略の下に統合するため、69年6月には、宇宙開発事業団を同じく科学技術庁傘下に設置した。

電源三法で原発急増

73年10月、第4次中東戦争が勃発し、その影響で石油価格が急騰するという、いわゆる「オイルショック」による打撃を日本経済は被った。これが日本のエネルギー政策に大きな転換をもたらした。原子力エネルギーの拡大を急激に押し進めた。74年6月には、田中角栄内閣の下で、日本全国で急速な原発増設を図るため、いわゆる電源三法（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺施設整備法）を成立させた。この新しい法令によって、発電量に応じて発電事業者に課税し、その課税徴収分を、発電所を受け入れた自治体への地方交付金として配付するという制度が導入された。原発立地促進のため、原子力発電の交付金は火力・水力発電より2倍以上の交付金が支給されるといふシステムとされた。その結果、これ以降、原発建設は急速に拡大し、75年には、日本の原子力発電量は一挙に10基530万キロワットにまで拡

大され、米英露に次ぐ原発大国となった。85年には原発の数は33基、90年には40基にまで増加した。

この原発建設増加は、同時に、電源三法交付金の配付と使途をめぐる政治腐敗と汚職を全国規模で蔓延させた。とりわけ原発立地となった町村では伝統的な共同社会が崩壊し、漁業や農業などの健全な地場産業が立ち行かなくなり、経済生活は原発に全面的に依拠しなければならぬという、甚だしく歪んだ社会構造を産み出す結果となった。

79年のスリーマイル島原発事故や86年のチェルノブイリ原発事故の後、日本の原子力安全委員会や電力会社をはじめとする原発産業界は、高度で安全な原子力技術を持つ我国では、このような事故は起こりえないと主張し、多額の資金を使い、様々なメディアを利用して「安全神話」を国民に信じ込ませた。国内でも、95年12月の高速増殖炉「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故や99年9月のJCO核燃料加工施設臨界事故、2007年7月新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原発事故といった重大な事故の上に、多くの事故を各地で起こしてきたが、しばしば事故を報告しなかったり、情報を開示しなかったりというごまかしを続けてきた。政府関係省庁、電力会社、原子力産業界のこうした自己過信と自己欺瞞が、最終的には11年3月の福島第1原発における大事故を引き起こす大きな要因の一つとなったことは、あらためて詳しく説明

する必要はないであろう。

米が核軍事技術移転容認

一方、核兵器製造能力の開発と維持の面でも、日本政府は「日本経済の存続にとっての原子力エネルギー利用の絶対的な必要性」を声高く唱えることで、その意図を隠蔽し、国民を欺く政策を取り続けてきたし、現在も取り続けている。茨城県大洗の「常陽」や福井県敦賀に建てられた「もんじゅ」、さらに青森県六ヶ所再処理工場は、核兵器に使われる高純度プルトニウムを抽出する特殊再処理工場であり、これらの施設は、すでに述べたように、「無限のエネルギー源開拓プロジェクト」という夢を駆り立てることで推進されてきた。かくして、日本の「プルトニウム開発」は核兵器製造目的のものではなく、あくまでも「エネルギー政策の一環」であることを、自国民のみならず、海外に向けても日本政府は広く宣伝してきたのである。

すでに説明したように、アメリカは1970年代末までは、日本の核武装化を許すような政策は取らなかった。ところが、日本が高純度プルトニウムを生産する増殖炉技術をアメリカから入手する機会は、レーガン政権下の80年代末とブッシュ政権下の90年代初期の間にやってきた。発電をしながら使用済み核燃料を高純度のプルトニウムに転換するという増殖炉計画は、当時、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス

が試みたが、どの国もその技術を実験段階から商業用にまで高めることはできなかった。アメリカはこの計画が資金的にも技術的にも頓挫したとき、それまでほぼ30年にわたって核兵器用プルトニウムを生産してきた自国の軍事技術を日本に移転することで、この計画の継続をはかったのである。もちろん、アメリカは、そうした技術移転で、日本が大量の核兵器用プルトニウムを蓄積するであろうことは十分に承知していた。事実、現在、日本のプルトニウム保有量は45tという大量なものとなっている。NP-T加盟の非核兵器保有国の中で、高純度プルトニウム製造施設とこれほどまでのプルトニウム保有量を持っている国は日本だけである。しかも、日本のプルトニウム保有量は、公表されていない中国を除くと、米露英仏の核兵器保有国に続く世界第5位である。(注3参照)

それを承知の上で、レーガン・ブッシュ政権は、なにゆえにそのような技術移転を、78年にカーター政権が核物質拡散防止目的で設置した原子力エネルギー法に違反してまで行ったのであろうか。いくつかの政治的・軍事戦略的な理由が推測できるが、最も説得的と思われるのが、当時の米ソ関係悪化と中国の核戦力の急速な強化という要因であろう。とくに中国の核戦力増強が問題であり、日本が中国の核攻撃を受け、アメリカが安保条約に基づき核兵器で日本を防衛する軍事行動に出れば、アメリカ本土が核攻撃の目標となってしまうであろう。こうし

た最も危険な核戦争の状況を避けるためには、日本がいつでも核武装できるような状態にしておくことがアメリカにとっては有利である、とアメリカ政府は考えたのではなからうか。しかも、この政策が、その後も現在のオバマ政権まで継承されてきていると思われる。

引き続き核製造能力維持

しかし、周知の通り、「もんじゅ」は95年12月にナトリウム漏れ事故を起こし、「常陽」は2007年に燃料交換機能に障害が発生して、両方とも運転中止に追い込まれた。さらに、1993年から建設が進められてきた六ヶ所再処理工場も、2011年2月までに約2兆2千億円という膨大な費用を投入したにもかかわらず、試運転の段階で次々と問題を起こし、現在も全く見通しがたない状態を起し、現在も全く見通しがたない状態で、「夢のプロジェクト」は全て頓挫してしまっただ。電気事業連合会による02年段階の試算ですら、総額約11兆円もの経費がかかるという推定。にもかかわらず14年10月には本格始動を始める予定であるとして未だに計画をあきらめてはいない。「もんじゅ」には11年11月までに、1兆810億円以上が投入され、「核燃料サイクル」事業全体では、日本はこれまでにはほぼ10兆円という膨大な予算を使ってきたし、その後も毎年維持費だけで200億円という予算を消費続けている。その上、福島第1原発事故では、ウランとプルトニウムを混合したMOX燃

料を使う3号機が爆発し、大量の高レベル放射能を放出したにもかかわらず、日本政府はそれでも「核燃料サイクル事業」を根本的に見直そうとはしていない。

日本政府が今後も引き続き核兵器製造能力を高め維持する政策を取り続けるつもりであることは、12年6月20日に成立した「原子力規制委員会設置法」、ならびに、それに伴う原子力基本法改定の内容から明らかである。この「原子力規制委員会設置法」の法案は、民主党政府が国会に提出していた「原子力規制庁設置関連法案」に対立して自民・公明両党が提出していたものである。ところが、同年6月15日に突然、政府案が取り下げられて、自民・公明両党に民主党も参加した3党案として、衆議院に提出された。新聞報道によれば、265票に及ぶこの法案を、他の野党が受け取ったのは、当日の午前10時であり、質問を考える時間も与えられなかったといわれている。法案は即日可決され、直ちに参議院に送られて、この日のうちに趣旨説明が行われ、20日には原案通り可決された。これによって、原子力を平和目的に限定するとしてきた原子力基本法に、「わが国の安全保障に資する」という条文が加えられた。「安全保

次号の内容

- 三 核抑止力ならびに拡大核抑止力の犯罪性
- 四 原子力発電の犯罪性

障」とは言うまでもなく、「軍事利用」を指す。これは、日本が核兵器製造能力の開発・維持については保有の可能性と意図を、これまでは暗示的に国内外に示してきたが、これによって明示するということ、大きな政策転換を行ったことを意味している。

かくして、平和憲法がこの69年でなし崩し的に空洞化され、つい先日「集団的自衛権行使容認」の閣議決定で安倍政権が平和憲法の実質的な破棄への道を一挙に押し進めようとしているのと同様に、史上初の原爆被害国の日本の「核軍縮」政策も、「原子力平和利用」政策導入以来、なし崩し的に形骸化されてきたことは、これまでの経緯を見れば明らかである。

(注1) ちなみに、岸内閣は、日米安保条約改定をめぐるアメリカ政府との交渉段階で、核兵器を搭載する米艦船が日本領海を通過・寄港し、核兵器搭載の米軍機が日本領空を飛来して日本国内の米軍基地に着陸することを事前協議の対象としないという秘密了解を受け入れることを決定。この秘密了解は、核兵器搭載の艦船寄港や飛行機飛来は、核兵器が艦船や飛行機から運び降ろされない限り、それは単なる「Transit(通過)」であって「Introduction(持ち込み)」ではないとどう、言葉のゴマカシの上で作り上げられた。かくして、1960年には「事前協議」は最初から骨抜き状態で新安保条約が締結されたのである。すなわち、アメリカ側は、沖縄はもちろん、53年以来自由に行っていた核

このように、アメリカやその他の核兵器保有国と同様に、日本でも、原子力エネルギー開発、すなわち、いわゆる「核の平和利用」と、核兵器製造能力開発は、決して分離したものとではなく、最初から一体化したものである。ところが、開始され推進されてきたのである。ところが、これとは対照的に、市民の側では、反核兵器運動と反原発運動は最初から分裂した市民運動として別個に進められ、統一した国民的運動として展開されないままの状態が続いてきた。権力側からすれば、きわめて都合の良い状況が保たれてきたわけである。

(たなか・としゆき 広島市立大広島平和研究所教授) 〓文中敬称略。次号に続く〓

兵器搭載米空母の横須賀、佐世保、神戸、岩国への寄港をそのまま続行することができたのである。それどころか、日米安保条約改定交渉中の59年9月の段階で、複数の核爆弾を搭載した米軍の上陸用船艇サンホアティン・カウンティ号が岩国の米海兵航空基地200m沖に停泊し始め、66年まで長年にわたって秘密裏に「寄港」していたのである。

(注2) 「核兵器持ち込み」問題については、1974年秋、元米海軍提督ジョン・ラロックがアメリカ議会会で、「核兵器搭載能力のある米艦船はたいいていの場合、核兵器を積んでいる」「核兵器を積むことのできる艦船は日本その他の外国の港に入るとき、(事前に)核兵器を降ろす」などということはないと明確に証

言した。これに対して当時の外相、宮沢喜一は、「ボリス潜水艦など常時核装備艦は無害通行と認めず原則として許可しない」と、「核兵器の持ち込みはすべて事前協議の対象」と虚偽の答弁を行い、「核密約」があることを隠蔽した。(75年3月18日、神戸市議会はこのラロック証言を重視して、全会一致で「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択し、核兵器が搭載されていないという証明を提出しない限り入港を許可しないという処置をとった。これに対し、米海軍は「非核証明書提出」を嫌い、これ以降、神戸への寄港を停止した。)なお、一連の核密約については2007年ごろから関連のアメリカ側資料が米国立公文書館で見られるようになり、ついに日本政府も隠し通せなくなつたため、外務省調査班が「有識者委員会(北岡伸一座長)」なるものを立ち上げて調査を行った。自民党から民主党政権への交代後の10年3月9日、有識者委員会は「報告書」を発表。

この報告書は、明文化された日米密約文書は存在しないとしながらも、日本の政府高官が「核持ち込み」の定義が日米間で不一致であることを知りながらも米国に「核持ち込み」の定義の変更を要求していないことから、「核持ち込み」について「広義の密約」があったと結論つけた。しかし「広義の密約」は「必ずしも密約とは言えない」と、これまた「マカシンの論理を使って、責任をうやむやにしてしまった。周知のように、北岡伸一は、「集団的自衛権行使と憲法の関係」を研究する」と称する安保法制懇(安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会)の座長代理も務めた「佞儒―御用学者」であるが、彼は、「当然であるが、懇談会は集団的自衛権の行使を主張しているのでなく、いざという時のために行使できるようにしておくべきだと主張したのだ」と、ここでもパテント師まがいの発言をしている。安倍の様々なパテント発言は、北岡が助言して行っているのではないかとすら推測され

る。

(注3) アメリカのこの増殖炉技術の日本への移転問題に関しては、下記の論考で詳しく知ることが出来る。

Joseph Trento, "United States Circumvented Laws To Help Japan Accumulate Tons of Plutonium."

<http://www.dcbureau.org/2012/04/09/7128/national-security-news-service/usa-states-circumvented-laws-to-help-japan-accumulate-tons-of-plutonium.html>

日本語訳は「法の抜け道を使って日本のプルトニウム蓄積を助けたアメリカ」NSNS(米国の国家安全保障問題専門通信社)ジョセフ・トレント論説

<http://peacephilosophy.blogspot.jp/2012/05/nsns-us-circumvented-laws-to-help-japan.html>

なかつたじつでほんのか

核災の無残な現実

若松 丈太郎

7月14日付朝日新聞は、昨年2013年8月19日に東電福島第1の3号機で大型瓦礫を撤去したとき、瓦礫の下敷きになっていた高線量の

粉塵が広範囲に飛散し南相馬市原町区太田の水田で収穫されたコメを汚染していたことをスクープした。

それによると、北北西に20キ以上離れた避難区域外の水田14カ所と、20キ圏の水田5カ所で昨秋収穫されたコメから基準値(1キあたり100ベクレル)を超えるセシウムが検出された。他の時期の20〜30倍であった。これを農水省が調査したところ、放射性物質は8月中旬に出穂し9月末までに収穫された穂に局所的に付着していたことがわかり、その前年度の同地域のコメからの基準値超は検出されていないこと、加えて、近隣で7月に収穫した小麦には異常がなかったことから、8月19日の瓦礫撤去作